世田谷区立玉川区民会館の指定管理者候補者の選定について

(付議の要旨)

平成 32(2020)年4月からの世田谷区立玉川区民会館の指定管理者の候補者について、 下記のとおり選定する。

1. 主旨

玉川総合支所庁舎等の改築については、平成 29(2017)年 10 月に工事が着工され、 平成 32(2020)年 5 月開設に向けて工事が進められている。

玉川総合支所庁舎等建設の基本構想では、「区民にとって快適な行政サービスを提供し、安全で安心な区民生活を守る防災拠点としての玉川総合支所庁舎・区民会館」を基本理念とし、「災害対策の強化」・「ユニバーサルデザインの推進」・「環境共生の推進」・「まちの賑わいの創出」の4つを基本方針としている。

当施設区民会館については、指定管理者制度適用の効果等を検証した結果、世田谷区立区民会館条例(以下「条例」という。)に基づき、平成32(2020)年4月からの指定管理者の候補者を選定する。

2.指定管理者制度を適用する施設

- (1)施設名 世田谷区立玉川区民会館
- (2)所在地 世田谷区等々力3丁目4番1号

3.指定管理者制度適用の理由、効果

当施設区民会館では、管理業務運営や保守管理等、施設維持管理費を削減するとともに、利用者ニーズにより迅速に対応する等、創意工夫による提供サービスの向上により、施設の効果的な運営を図ることができるため、改築後についても指定管理者制度を適用する。

4.指定期間

5年間(平成32年(2020年)4月1日~平成37(2025年)年3月31日)

5. 審查体制

(1)選定委員会の設置

指定管理者の候補者の選定に係る審査を実施するため、「世田谷区区民集会施設等 指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、世田谷区区民集会施設等指定管理者選 定委員会を設置している。

(2)選定委員会の所掌及び構成

選定基準等に基づき、指定管理者の候補者の選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

構成は、外部委員(学識経験者等)5名、区職員2名とする。

選定委員

委員氏名	役職・所属等
境 新一	成城大学教授
塩田 尚人	健康文化研究所代表
細越 淳二	国士舘大学教授
綾野 康子	東京税理士会世田谷支部
宮﨑 春代	砧地域町会・自治会連合会会長
志賀 毅一	地域行政部長
岩元 浩一	玉川総合支所長

委員長 職務代理者

6.指定管理者候補者の選定方法等

(1)選定方法

条例第7条の規定及び世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会において、 選定方法について審議を行った。その結果、当該施設については公募による選定が 適していると判断した。

(2)選定基準

条例第7条第3項に定める指定管理者の選定基準に基づき選定を行う。

区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。

区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。

区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

7. その他

庁舎等改築の基本構想の基本方針の一つである「まちの賑わいの創出」に資する「喫茶コーナー」の運営を区民会館の指定管理者の業務とする。

なお、喫茶コーナーについては、健全な経営のもとで安定して運営のできる手法を 取り入れるものとする。

8.スケジュール(予定)

平成31(2019)年2月 区民生活常任委員会報告(選定方法について) 平成31(2019)年3月 世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 (審査方法等の審議)

4月 指定管理者公募 募集要項配布

5月 指定管理者公募 提案書類受付

6月 世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 (指定管理者選定審査)

7月 世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員会 (指定管理者選定審査(最終))

8月 政策会議(選定結果)

9月 区民生活常任委員会報告(選定結果) 第3回区議会定例会(指定管理者、指定期間等の提案)

平成32(2020)年4月 指定管理者による運営の開始